

「I 総合判定の結果」の但し書きに対する改善報告についての
審議結果

大学名：東京薬科大学薬学部

改善報告書提出日：平成 28 年 8 月 26 日

評価実施年度：平成 27 年度

平成 29 年 5 月 26 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

■改善すべき点への対応について

- (1) 改善すべき点が指摘された『中項目』
 8. 成績評価・進級・学士課程修了認定
- (2) 指摘された『基準』の番号
 - 【基準 8-1】成績評価
- (3) 指摘事項

【総合判定の結果の但し書き】

「共用試験」の合格を「事前実務学習(実務実習事前学習Ⅱ)」の単位認定条件にしていることは、不適切であり、早急に適切な措置を講ずることが必要である。その対応状況に関する報告書を、改善が認められるまで毎年提出するよう要請する。

【改善すべき点】

8. 「共用試験に合格した者が事前実務学習(実務実習事前学習Ⅱ)を受講出来る」とすることは、「共用試験」の合格を「実務実習事前学習Ⅱ」の単位認定要件にしていることになり、不適切であり、早急に改善する必要がある。

- (4) 本評価時の状況

「実務実習事前学習Ⅱ」についての2014年度シラバス(必須資料3-2 p.349-351)では、備考欄に「共用試験に合格した者が事前実務学習(実務実習事前学習Ⅱ)を受講出来る」との記載があったため、「共用試験」の合格を「実務実習事前学習Ⅱ」の単位認定要件にしていることになり、不適切であった。

- (5) 本評価後の改善状況

訪問調査ならびに意見申し立て書への回答を受け、実務実習事前学習Ⅱの受講に関する但し書きを削除した(第20回教務担当者連絡会議事要旨、2016年度 授業計画 p.137-138)。また、進級基準に「共用試験合格」を加え、5年次への進級の条件を明確化した(2016年度授業計画 p.25)。本件については、2016年2月10日の教務担当者連絡会議にて対応策が検討され、同年7月13日の教授会にて審議され、同年7月26日の教育研究審議会にて審議・承認された(第20回教務担当者連絡会議事要旨、H28-7 教授会(定例)議事要旨、平成28年 第4回 教育研究審議会・大学院委員会 記録)。

- (6) 改善状況を示す根拠となる資料等(以下に記述した資料は別添のとおり)

- ・ 必須資料 3-2 東京薬科大学 HP シラバスシステム・薬学部シラバス
- ・ 2016年2月10日 平成27年度 第20回教務担当者連絡会 議事録
- ・ 2016年度 授業計画
- ・ 2016年7月13日 H28-7 教授会(定例)議事要旨
- ・ 2016年7月26日 平成28年 第4回 教育研究審議会・大学院委員会記録

検討所見記入欄

「「共用試験」の合格を「事前実務学習(実務実習事前学習Ⅱ)」の単位認定条件にしていることは、不適切であり、早急に適切な措置を講ずることが必要である。その対応状況に関する報告書を、改善が認められるまで毎年提出するよう要請する。」との但し書きに関して、改善報告書では、東京薬科大学シラバス2016年度において「事前実務学習（実務実習事前学習Ⅱ）」の受講制限に関する備考欄の記載を削除したことが示されており、共用試験不合格により事前実務学習（実務実習事前学習Ⅱ）の単位が取得できない状況が改善された。

したがって、本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。